

廃食油燃料利用促進プロジェクト事業実施・助成要綱

1 要綱の趣旨

この要綱は、ちば環境再生基金が主唱する「廃食油燃料利用促進プロジェクト事業」への参加手続きと活動への支援内容を定めています。

2 活動の趣旨

本プロジェクト事業は、市町村・県民・事業者等の参加のもと、使用済み天ぷら油等の廃食油を回収し、回収後の廃食油を燃料として利用を進める県民参加型の地球温暖化対策活動です。

天ぷら油等の植物油は、菜種やヒマワリなどの植物が地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素を吸収した油で、使用後の廃食油をエネルギー源としてリサイクルする取組みは、エネルギー資源の乏しい我が国が目指す資源循環型社会づくりや県民が実践できる地球温暖化対策です。

3 参加方法

(1) 廃食油回収団体

参加できる団体は、廃食油を資源物として回収する回収拠点を整備(既に回収拠点を設け活動している団体を含む。)し、地球温暖化対策や資源循環型社会づくりの推進を目指す団体であって、本プロジェクト事業の実施にあたって営利を目的としない県内の市町村または町内会、自治会、廃食油回収活動する環境保全団体等とします。

ただし、団体にあっては、次の各号に該当する団体とします。

- ア 千葉県内の団体であること。(法人格の有無は問わない。)
- イ 定款又は規約等を定めていること。
- ウ 代表者を選出していること。
- エ 独立した経理を行っていること。

(2) 廃食油収集体

廃食油回収拠点から廃食油を資源物として収集(既に廃食油の収集活動を実施している団体を含む。)し、収集した廃食油を廃食油燃料精製事業者への廃食油輸送に協力できる県内の団体とします。

ただし、団体にあっては、次の各号に該当する団体とします。

- ア 千葉県内の団体であること。(法人格の有無は問わない。)
- イ 定款又は規約等を定めていること。
- ウ 代表者を選出していること。
- エ 独立した経理を行っていること。

(3) 参加の申込方法等

- ア プロジェクト事業の参加募集は随時行います。
- イ プロジェクト事業に参加を希望する団体は、「廃食油燃料利用促進プロジェクト事業参加申込書」(別記第1号様式(1))に次の書類を添付して、理事長に提出しなければなりません。ただし、市町村及び学校にあっては定款または規約等の提出を要しないものとします。
- ウ 参加を決定した者には、「廃食油燃料利用促進プロジェクト事業参加決定通知書」(別記第2号様式)により通知します。

4 決定後の取り組み

(1) 廃食油回収団体としての参加者

- ア 活動区域内に廃食油回収場所を設け、廃食油が漏出しないよう回収箱等を設置し、使用済み天ぷら油等の回収場所であること周知するノボリ旗を掲げ周知してください。なお、ノボリ旗は本プロジェクト事業共通のノボリ(各地点1本)を財団から配布します。
- イ 廃食油回収地点については、定期的な廃油収集日を設定しチラシ等により周辺住民等に周知してください。
- ウ 廃食油回収拠点では、廃油の漏れ等が起き環境汚染等が生じないようにしてください。
- エ 集まった廃食油は定期的に収集してもらう必要がありますが、収集日の設定に当たっては、財団のホームページに掲載した「廃食油収集团体一覧表」から最寄りの収集者と収集日程等の調整を事前に行ってください。
- オ 回収した廃食油の量は、実績報告書作成時に必要なため、廃食油収集团体から収集量の報告を記録してください。

(2) 廃食油収集团体として参加者

- ア 廃食油収集团体として参加した者は、廃食油回収団体からの廃食油の収集について依頼又は収集日程調整があった場合は、遅滞なく収集日程等を調整し対応してください。
- イ 収集後の廃食油は、油漏れを起こさないよう廃食油燃料精製事業者へ搬出してください。

5 活動への支援

本プロジェクト事業を広く県民・事業者へ廃食油のリサイクルを周知し、より多くの県民の廃食油回収への協力と地球温暖化対策への理解が深まるよう、財団ホームページに廃食油回収・リサイクルの趣旨及び廃食油回収活動参加団体・廃食油収集团体の情報を提供することとします。

市町村及び県民団体が実施する廃食油回収団体に係る資材の整備については、申請により助成金を交付します。

(1) 廃食油回収活動団体の情報

参加団体名、回収場所、回収日等

(2) 廃食油収集团体

収集体名、収集場所(範囲)等

なお、情報提供内容については、承諾の得られない個人に関する情報は、掲載しないものとします。

6 活動助成金

(1) 助成の対象団体

廃食油回収団体として参加する市町村、町内会、自治会、廃食油回収活動する環境保全団体とします。

(2) 助成金の申請

助成金の申請は、年2回、「廃食油燃料利用促進プロジェクト事業助成金申込書」(別記第1号様式(2))で行います。

第1回募集(5月)は、当該年度内に廃食油回収活動拠点整備を行う助成金申請とし、第2回募集(11月)は、次年度の回収活動拠点整備のための助成金申請とし、それぞれ以下の期間に助成金申請を受付けます。

	募集期間	備考
第1回募集(5月)	5月1日から5月31日	消印有効
第2回募集(11月)	11月1日から11月30日	

(3) 助成対象となる経費

助成対象は、廃食油回収地点整備に係る廃油回収箱購入費、周知用のチラシ等の印刷費(コピー用紙、コピー料金等を含む。)の活動に直接必要な経費とします。

なお、管理・運営費(回収に係る人件費・謝礼、光熱水費、会議旅費等)、食糧費(飲食費等)は、助成対象外とします。

(経費の例示)

- ・消耗品費(廃油回収箱購入費、事業実施のために必要な物品の購入費等)
- ・印刷費(町内会等の周知用のチラシ等の印刷費(コピー用紙、コピー料金等を含む。))
- ・会議費(会議室使用料等)

(4) 事業期間

事業の実施期間は、新たに参加決定された団体にあつては、決定のあつた日から当該年度又は翌年度の4月1日から3月31日までとします。

また、継続して活動する団体にあつては、当該年度の4月1日から3月31日までとします。

(5) 助成金額・申請回数等

ア 助成金は、助成対象となる経費の10分の10以内とし、1団体当たりの限度額は10万円とします。

イ この要綱に基づく助成を原則3回まで受けることができます。ただし計画、実行・効果の面か

ら必要と認められる場合は、最大5回まで延長できるものとします。

ウ ちば環境再生基金の他の助成金を受ける団体は、本プロジェクト事業に係る事業費を明確に分けてください。

(6) 審査

助成金の申請のあった団体の審査は、ちば環境再生推進委員会に設置された事業推進部会において廃食油回収計画の実現性、収支計画の合理性、回収活動の継続性等から助成の適否を審査します。

(7) 交付の条件

交付を決定する場合には、次の条件を付すこととします。

- ア 廃食油回収活動内容又は経費(助成事業に要する経費の30パーセント以内の増減はこの限りではない。)の変更をする場合には、「廃食油燃料利用促進プロジェクト事業変更(中止)承認申請書」(別記第3号様式)を理事長に提出し、承認を受けること。
- イ 助成事業を中止する場合は、「廃食油燃料利用促進プロジェクト事業変更(中止)承認申請書」(別記第3号様式)を理事長に提出し、承認を受けること。
- ウ 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の実施が困難となった場合には、速やかに理事長に報告し、その指示を受けること。
- エ 助成事業の実施中あるいは終了後に、事業の経過又は成果を、印刷物、催し物、マスコミの取材等により発表する場合は、ちば環境再生基金の助成を受けたことを明示すること。
- オ 実績報告書の記載の内容及び実績報告書に添付された写真については、ちば環境再生基金の活動報告のために一般財団法人千葉県環境財団又は千葉県が使用できること。
- カ その他理事長が必要と認める条件。

(8) 助成金の交付

ア 参加が決定した団体のうち助成金が交付される団体は、活動開始時に助成金を請求することができます。

なお、活動終了後の清算で助成金の一部の返還が必要になる場合があります。

イ 助成金の請求は、「廃食油燃料利用促進プロジェクト事業活動助成金交付請求書」(別記第4号様式)を理事長に提出して行います。

(9) 助成金の返還義務

次のいずれかに該当する場合には、これを公表し、助成金の全部又は一部を返還しなければなりません。

- ア 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明したとき。
- イ 助成金を助成対象経費以外に使用したとき。
- ウ 助成事業を中止したとき、縮小したとき又は完了できないとき。

(10) 延滞金

助成金の返還を求められ、定められた期日までに納付されなかったときは、納期日の翌日

から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を請求する場合があります。

ただし、理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することがあります。

(11) 活動実績報告書の提出

ア 助成金の交付を受けた団体は、活動の終了後2か月以内に、「廃食油燃料利用促進プロジェクト事業活動助成金実績報告書」(別記第5号様式)を理事長に提出してください。

イ 助成金の交付を受けない団体、または、助成金の交付を受けた団体であっても事業期間終了以降も本プロジェクト事業に協力し廃食油回収を継続する団体にあつては、前項に準じて「廃食油燃料利用促進プロジェクト事業活動助成金実績報告書」(別記第5号様式)の別紙1を理事長に提出してください。

ウ 廃食油収集体として本事業に参加する団体は、当該年度及び次年度以降も本プロジェクト事業に協力し廃食油の収集活動を継続する団体にあつては、事業年度の収集活動の終了後2か月以内に「廃食油燃料利用促進プロジェクト事業活動助成金実績報告書」(別記第5号様式)の別紙1-2を理事長に提出してください。

(12) 精算

理事長は、実績報告書等により事業内容を確認したうえで助成金の額を確定します。

確定した助成額を超える助成金が既に交付されているときは、理事長は、期限を定めて差額の返還を請求します。

なお、返還については、(10)の延滞金の規定を準用します。

7 その他

この事業の公正性、透明性を確保するため、申請書類等は公開します。

なお、個人の住所等、個人に関する情報については、公開しないものとします。

(施行)

この実施・助成要綱は、平成27年10月15日から施行する。

平成29年 4月 1日(一部改正)

第1号様式(1)

廃食油燃料利用促進プロジェクト事業参加申込書

令和 年 月 日

一般財団法人 千葉県環境財団 理事長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

令和 年度 廃食油燃料利用促進プロジェクト事業に参加したいので、下記のとおり申し込み
ます。

記

1 参加者に関する事項

参加部門	1 廃食油回収団体 2 廃食油収集体体 (該当番号に○印)
参加団体名	
代表者	住所 氏名 TEL / FAX E-mail
事務担当者 (代表者とは別に事務 担当者を置く場合に 記入)	住所 氏名 TEL / FAX E-mail
設立目的	
主な活動内容	
設立年月日	年 月 日
会員数	名

(注) 代表者以降は、団体のみ記入してください。

2 活動に関する事項

(1) 廃食油回収団体

これまでの 廃食油回収取組	1 新規団体	2 既に回収を実施している団体
回収活動 開始予定等	____年__月予定	既設回収____年__月頃開始
		増設地点____年__月予定
回収地点数	____地点を予定	既設回収地点____地点
		増設予定地点____地点を予定
回収後の用途		石ケン作り、燃料利用、その他
当財団ホームページ への廃食油回収団体 情報掲載の諾否	1 諾 2 否	1 諾 2 否
当該年度以降の 回収活動の継続 の意向	1 継続する 2 継続しない(当該年度のみ)	1 継続する 2 継続しない(当該年度のみ)

(2) 廃食油収集団体

これまでの 廃食油収集取組	1 新規団体	2 既に収集実績がある団体
収集活動 開始予定等	____年__月予定	____年__月頃から開始
収集範囲		
収集後の用途	1 A 重油代替燃料用 2 軽油代替燃料(BDF)用 3 自己利用	1 A 重油代替燃料用 2 軽油代替燃料(BDF)用 3 自己利用
当財団ホームページ への廃食油収集団体 情報掲載の諾否	1 諾 2 否	1 諾 2 否
当該年度以降の 収集活動の継続 の意向	1 継続する 2 継続しない(当該年度のみ)	1 継続する 2 継続しない(当該年度のみ)

第1号様式(2)

廃食油燃料利用促進プロジェクト事業助成金申込書

令和 年 月 日

一般財団法人 千葉県環境財団 理事長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

令和 年度 廃食油燃料利用促進プロジェクト事業に参加(継続参加)したいので、下記のとおり
廃食油回収拠点整備に係る助成金を申し込みます。

記

助成金申請額	円
--------	---

事業収支予算書

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

区 分		予算額	内 訳
収入の部	会費等収入		
	助成金	ちば環境再生基金	
		他の助成金	
	収入合計		
支出の部 (助成対象経費)	消耗品費	廃食油回収箱	
	印刷費	チラシ等印刷	
	会議費	会場使用料	
	小 計		
支出合計			

廃食油燃料利用促進プロジェクト事業参加決定通知書

(文書番号)
令和 年 月 日

(参加者氏名) 様

一般財団法人 千葉県環境財団 理事長

令和 度廃食油燃料利用促進プロジェクト事業の参加団体として決定するとともに、下記のとおり活動助成金の交付額を決定したので通知します。

なお、この決定は、貴団体が次のことを守ることを条件とします。

- 1 廃食油回収場所での油漏れ等の環境汚染が生じないようにすること。
- 2 回収した廃食油は廃食油収集体への引き渡しを確実にすること。
- 3 その他理事長が必要と認める条件。

記

1 参加の区分	廃食油回収団体 / 廃食油収集体
2 助成金交付決定額等	助成金交付決定額 金 円
	助成金交付なし

第3号様式

廃食油燃料利用促進プロジェクト事業変更(中止)承認申請書

令和 年 月 日

一般財団法人 千葉県環境財団 理事長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

令和 年 月 日付け 第 号の で交付決定のあつた令和 年度廃食油燃料利用促進プロジェクト事業を下記のとおり変更(中止)したいので、廃食油燃料利用促進プロジェクト事業実施・助成要綱6—(7)の規定によりその承認を申請します。

記

1 変更(中止)の理由

2 変更の内容

第4号様式

廃食油燃料利用促進プロジェクト事業助成金交付請求書

令和 年 月 日

一般財団法人 千葉県環境財団 理事長 様

(団体の所在地)

(団体名)

(代表者氏名)

印

令和 年 月 日付け 第 号の で交付決定のあった令和 年度
廃食油燃料利用促進プロジェクト事業助成金を、廃食油燃料利用促進プロジェクト
事業実施・助成要綱第6—(8)の規定により下記のとおり請求します。

記

金

円

振込金融機関本(支)店名	
口座種別 (丸で囲んでください。)	普通 当座
口座番号	
(フリガナを必ず記載してください。) 口座名(口座名義人)	

第5号様式

廃食油燃料利用促進プロジェクト事業活動実績報告書

令和 年 月 日

一般財団法人 千葉県環境財団 理事長 様

(団体の所在地)

(団体名)

(代表者氏名)

印

令和 年 月 日付け 第 号の で交付決定のあった令和 年度
廃食油燃料利用促進プロジェクト事業助成金の助成事業を完了したので、廃食油燃
料利用促進プロジェクト事業実施・助成要綱6―(11)の規定により、下記のとおり報告
します。

記

1 助成金交付決定額 円

2 助成対象経費の実績額 円

3 事業完了年月日 令和 年 月 日

4 添付書類

(1)活動報告書(別紙1)

(2)事業収支決算書(別紙2)

(3)領収書の写し等支出を証明する書類(助成対象経費に係るもの)

(領収書の写し等は収支決算書の記載順にA4サイズ用の紙に貼付してくだ
さい。1枚の用紙に複数の領収書等を貼付しても構いませんが、それぞれの
領収書の写し等が重ならないようにしてください。)

(別紙1)

廃食油燃料利用促進プロジェクト事業活動報告書
(廃食油回収団体)

参加団体名	
報告年度	令和 年度事業報告

1 廃食油回収拠点等整備

	設置場所(所在地)	回収箱	のぼり旗
回収箱 設置箇所		個	本
		個	本
		個	本
		個	本
		個	本
		個	本
		個	本
		個	本
		合計	個

2 廃食油回収量(収集体体への引き渡し量)

回収期間	廃食油回収量(リットル)	収集体体名(引き渡し団体)
合計		

(注)廃食油回収量は、当該年度の合計量を記入してください。

(別紙2)

事業収支決算書

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

収入の収部		区 分	決算額	内 訳
		会費等収入		
助成金		ちば環境再生基金		
		他の助成金		
		収入合計		
支出の部(助成対象経費)		消耗品費	廃食油回収箱	
		印刷費	チラシ等印刷	
		会議費	会場使用料	
		支出合計		